記者発表資料

平成２４年　５月２５日
北上川下流河川事務所

河川敷に悪質な不法投棄
（育苗箱約１２０箱、テレビ外枠４台分）
～警察に通報し現地立会します～

本日9時50分、大和町環境生活課より不法投棄の情報が北上川下流河川事務所鳴瀬出張所にありました。
情報は、大和町鶴巣下草字十文字地先の竹林川右岸河川敷に、育苗箱約120箱とテレビ外枠4台分が投棄されているというものであり、鳴瀬出張所委託巡視員が本日10時30分に現地を確認し、大和警察署に通報しました。今日、13時より警察と現地立会を実施します。
不法投棄は、「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も、河川巡視等により発見した悪質な不法行為に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。
①発見日時　４月下旬頃から投棄されていたとの情報
（地元住民が発見し大和町へ連絡）
②発見場所　大和町鶴巣下草字十文字地先（竹林川右岸河川敷）
③投棄状況　育苗箱約１２０箱、テレビ外枠４台分
④現地立会　大和警察署　５月２５日（金）１３時より立会
⑤そ の 他　５月２２日（火）までの巡視では確認できず

●罰則については、以下のとおりです
・河川法では、３ヶ月以下の懲役又は２０万円以下の罰金
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、５年以下の懲役又は１千万円以下の罰金（法人等の場合は３億円以下の罰金）に処せられる場合があります。

※発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ

国土交通省北上川下流河川事務所
鳴瀬出張所
宮城郡松島町高城字水溜下１－１
電話０２２－３５４－３１０１（代表）
所長　渡辺（わたなべ）　敏彦（としひこ）
事務係長　佐藤（さとう）　雅子（まさこ）

位置図・投棄状況写真

竹林川　右岸
吉田川合流点から
１．８k付近

育苗箱約１２０箱
テレビ外枠４台分
（軽トラック１台分）